

〈講演〉

なぜ、人は自白するのか

(自分に不利益な事実を認めるのか)

堀 貴 博

1. 序章
2. 虚偽自白
 - (1) 自白の証拠価値と獲得手段
 - (2) 足利事件
 - (3) 氷見事件
 - (4) 小括
3. 任意にされたものでない疑のある自白
 - (1) 自白法則
 - (2) 約束による自白
 - (3) 偽計による自白
 - (4) 小括
4. 取調べの録音・録画
5. 合意制度
6. 取調技術
7. 終章

日 時 平成30年 2月22日午後1時30分～午後5時

場 所 愛知大学名古屋校舎 M2001

以下は、前記の日時・場所で行われた愛知大学法学部研究懇談会において報告した内容に若干の修正を加えたものである。なお、テーマからすると心理学、精神分析学からアプローチした報告だと思われらるると推察されるところであるが、本稿は、あくまでも法律実務家の視点から自白する原因及びその問題点を中心にした報告であるとともに、必ずしもテーマに沿っていない部分も多分に含まれていることをご容赦願いたい。

1. 序章

一般的に「自白」とは、自己の犯罪事実の全部又はその重要な部分を認める供述と言われている。自白より広い概念として、「不利益事実の承認」がある。例えば、構成要件に該当する事実を認める供述をするが正当防衛を主張する場合、具体的には、「相手を殺したことは間違いないが、相手から殺されそうになったので自分の命を守るためだった。」などと供述する場合である。この場合、構成要件該当事実である殺人をしたこと自体は認めるが、正当防衛が成立して無罪であるとの主張であるから、犯罪事実の重要な部分を認めているとは言えず、「自白」には当たらない。これは、「不利益事実の承認」ということになる。また、犯罪事実を否認するが自己に不利益な間接事実を認める場合も「不利益事実の承認」となる。具体的には、「私は犯人ではないが、事件があった日時頃、事件現場付近にいた。」などと供述する場合である⁽¹⁾。

さて、警察などの捜査機関は、犯罪があると思料するときに捜査を行い、捜査の一環として、犯罪を行ったと疑われる者、すなわち被疑者の取調べを行う。取調べにおいて、犯罪事実を否認する被疑者に対して、厳しい追及が行われることはしばしばある。捜査において、被疑者の供述以外の証拠の収集、例えば、目撃者等の参考人からの聴取や防犯カメラ等の客観証拠の収集が重要であることに異論はない。しかし、犯罪は秘密裏に行われることが通常であり、

(1) 河上和雄ほか編『大コンメンタル刑事訴訟法 第7巻』543頁〔中山善房〕(青林書院、第二版、2012)

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

証拠の乏しい事件も少なくない。他方、犯人は事件について最もよく知る人物である。犯人と疑われる被疑者の取調べを行うことは、事案の真相を解明する上で重要な捜査であることも疑いようがない。もちろん、被疑者を犯人と決めつけ、自白獲得を目的とするような取調べや被疑者の権利を侵害するような取調べがあってはならない。取調べとは、事案の真相を解明するための情報の収集活動であり、捜査機関としては、取調べで得られた供述（認める供述、否認の供述に関係なく）については、徹底的に裏付け捜査、検証を行い、矛盾する点や不自然な点など追及すべきところは追及しなければならない。そうでなければ事案の真相解明はおぼつかないであろう。

実は、取調べにおいて、被疑者が自白するというのは決して少なくなく、また、捜査段階において否認ないし黙秘をしていた被疑者が起訴後の公判で自白するというケースもままある。

なぜ、人は自白するのであろうか。人の心理として、自分に不利益となる事実の発覚を恐れ、そのような事実を認めることに抵抗がある。例えば、近時、芸能人などの不倫報道が盛んにされているが、報道された人たちの多くは不倫の事実を否認する。これは、人の心理からすると素直な反応だということになるだろう。しかし、刑事事件の場合、その多くが、被疑者・被告人が自白する事実関係に争いのない事件であり、被疑者・被告人が犯罪事実の全部又は一部を否認する、いわゆる否認事件の方が圧倒的に少ない。罪を犯したことに対する後悔や反省、嘘をつくことに対する罪悪感、否認しても通用しないという諦めの気持ち、認めた方が情状が良くなるという損得勘定、被害者に対する謝罪の気持ちなど、自白をする動機・理由は様々であろうが、実際に、多くの被疑者・被告人が自白をする。

少し前、カヌー競技の選手がライバル選手の飲料に禁止薬物である筋肉増強剤を混入し、そのライバル選手がドーピング検査で陽性反応を示し、失格になるという事件が大きく報道されたが、この事件は、禁止薬物を混入した本人が自ら日本カヌー連盟に事実を告白したことで発覚した。本人としては、事実を告白すれば、相当期間の資格停止処分を受け、事実上、自分の選手生命が終わること、さらには、刑事事件として処罰を受ける可能性があることを認識して

いたであろうが、事実の告白を行った。そこには、自分の愚行によりライバル選手を陥れたことへの罪悪感、悔悟、謝罪の気持ちなどがあったのであろう。

人の心理は複雑であるし、性格も人それぞれ異なるので、自白する動機・理由も様々であるが、自白する動機・理由がどうであれ、真実、罪を犯したから自白するのだと一般の人は考えると思われる。しかし、実際には、罪を犯していないのに虚偽の自白をする場合がある。

今回のテーマである「なぜ、人は自白するのか」、ここでの自白には「虚偽の自白」が含まれる。今回の報告においては、まず、どのような場合に、人は虚偽の自白をするのか、実際に虚偽自白が行われた事例から考察することとする。

2. 虚偽自白

(1) 自白の証拠価値と獲得手段

「虚偽自白」、これは非常に危険な証拠である。自白は、「証拠の王あるいは女王」と呼ばれ、人は嘘をついてまで自分に不利な事実を認めることはないとの経験則の下、自白はその信用性が高く評価される傾向にあり、有罪認定の決定的な証拠となる場合が少なくないからである。

世界の歴史をみても、自白重視・自白偏重の裁判が行われ、自白を獲得するために拷問などが行われてきたし、拷問が合法とされた時代もあった。日本も例外ではなく、明治時代の初期まで拷問が合法とされた。また、法的に拷問が禁止された後も、自白を獲得するために暴行、脅迫などの不当な手段が用いられた事件は存在する。

例えば、第二次世界大戦中の言論弾圧事件である「横浜事件」⁽²⁾がある。この事件では、当時出版されていた「改造」という雑誌に掲載された「世界史の

(2) 横浜事件は、当事者を異にする第3次再審及び第4次再審が行われ、それらの判決の理由中に事案の詳細が記載されている。横浜地判平成18年2月9日・最判平成20年3月14日（第3次再審第一審・上告審）刑集62巻3号185頁（第一審判決については236頁以下に掲載）、横浜地判平成21年3月30日（第4次再審）LEX/DB TKC 法律情報データベース掲載・文献番号25450442参照。

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

動向と日本」と題する論文が共産主義を宣伝するもので、それが国体を変革することを目的とする結社であるコミンテルン及び日本共産党の目的を遂行するための行為であるとして、治安維持法（同法は終戦後間もなくして廃止された。）違反で、同雑誌の編集者などの関係者多数が神奈川県特高警察に検挙された。そして、その取調べで、命に関わるような脅迫を受け、時には失神させられるような暴行を伴う激しい拷問が行われ、拷問が一因となり獄中で死亡したり、健康状態が悪化して出獄後間もなく死亡した者もいたと言われている。このような拷問を伴う取調べで自白が強要され、多数の者がやむなく虚偽の自白をして、起訴され、予審を経て有罪判決を受けた。有罪判決の証拠となったのは虚偽の自白であった。後に、この事件の捜査を担当した神奈川県特高警察の警察官3名が特別公務員暴行傷害罪で実刑判決を受けている。

このように、法的に拷問が禁止された後も自白獲得を目的とした暴行・脅迫が行われ、自白を強要された事件が存在する。そして、得られた自白が有罪認定の証拠となるのである。

確かに、人は嘘をついてまで自分に不利益な事実を認めるというのは特段の事情がない限り考え難い。しかし、この経験則には、「任意に供述する場合は」という限定が付く。供述を強要される場面では、この経験則は適用できないのである。そのことは、憲法及び刑事訴訟法で規定されている。

憲法38条1項は「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」、2項は「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と規定する。

また、刑事訴訟法319条1項は「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものではない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」と規定する。さらに、同法322条1項は、本文では、「被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人にとって不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、…これを証拠とすることができる。」と規定し、自分に不利益な事実を承認する供述について、一定の証拠価値を認めている。これは、先ほどの経験則、すなわち人は嘘をついてまで自分

に不利益な事実を認めることはないとの経験則からすると、自分に不利益な事実を認める供述をするということは、それが真実である可能性が高いということになるので、証拠とすることができるかと規定するのである。しかし、但書で「被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、319条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。」と規定する。

このように憲法及び刑事訴訟法は、自己に不利益な供述の強要を禁止し、任意でされたものではないと疑われる不利益供述の証拠能力を認めていない。このような供述には虚偽のおそれがあるので、証拠とすることを禁じることで誤判を防止しようというのが、その目的の一つであると考えられる。

しかし、これらの憲法及び刑事訴訟法の下においても、実際に虚偽自白が証拠となり、有罪判決がなされた事件が存在する。虚偽自白が問題となった有名な事件として、いわゆる「足利事件」と「氷見事件」がある。もちろん、このような事件は他にも多数存在する。この2つの事件は、私が検事任官後に再審無罪となり、最高検察庁が調査報告を行ったことなどもあり、印象に残っている事件である。この2つの事件は、「疑わしきは被告人の利益に」との原則を持ち出すまでもなく、完全な「白」であった被疑者・被告人が虚偽の自白をし、その自白が証拠となり有罪判決を受けて刑務所に服役したという、正に無実の者が処罰された事件であった。なぜ、彼らは自白をしたのか。

(2) 足利事件⁽³⁾

足利事件とは、平成2年5月、栃木県足利市のパチンコ店駐車場において、

(3) 最高検察庁「いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について」(平成22年4月)〈<http://www.kensatsu.go.jp/content/001148804.pdf>, 2018年2月27日最終閲覧〉、宇都宮地判平成5年7月7日(確定審第一審)判タ820号177頁、東京高判平成8年5月9日(確定審控訴審)判タ922号296頁、最決平成12年7月17日(確定審上告審)判タ1044号79頁、東京高決平成21年6月23日(再審請求抗告審)判タ1303号90頁、宇都宮地判平成22年3月26日(再審)LEX/DB TKC 法律情報データベース登載・文献番号25462920参照。

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

1人で遊んでいた当時4歳の女兒を誘拐し、その後、殺害して遺体を近くを流れる川の河川敷内の草むらに捨てたという、わいせつ目的誘拐、殺人及び死体遺棄事件である。

この事件で、当時、足利市内に住む、幼稚園の送迎バスの運転手であった男性（以下、「A氏」という。）が捜査対象として浮上し、被害女兒の下着に付着していた体液のDNA型及び血液型とA氏のDNA型及び血液型が一致するという鑑定結果が出たことで、その嫌疑が決定的となった。しかし、当時はDNA型鑑定が捜査に導入されて間もない時期であり、その精度は高くなかった。この時の鑑定結果を前提にしても、本件当時の足利市だけで、その男性人口から推定すれば、そのDNA型及び血液型と一致する男性は100人以上に上り、更に犯人の居住区域を近隣にも広げると該当する男性は相当数に及ぶというもので、犯人であることを示す決定的な証拠ではなかった。なお、後の再審請求抗告審でDNA型の再鑑定が行われ、犯人のDNA型とA氏のDNA型は一致しないとの結果が出ている。

栃木県警察によるA氏の取調べが行われたのは、事件発生から約1年半後の平成3年12月であった。A氏は、当初犯行を否認したが、捜査官からDNA型鑑定の結果を告げられた後、捜査官に迎合する形で自白し、逮捕された。A氏は、その後の捜査でも概ね自白を維持し、起訴された。そして、その後の裁判でもしばらくの間自白を維持した。すなわち、第1回公判期日での罪状認否で犯罪事実を認め、第6回公判期日における被告人質問の途中から犯行を否認したが、第7回公判期日で再び犯行を認め、第9回公判期日の最終陳述でも犯行を認めて、一旦結審した。その後、A氏は、弁護人に対し、犯行に関わっていないとの手紙を出し、第10回公判期日で弁論が再開され、最終的には犯行を否認した。しかし、裁判所は、DNA型鑑定の証拠能力及び信用性を認めた上、A氏の自白の信用性を認めて、A氏に無期懲役の判決を下した。結局、控訴審及び上告審でもこの判決が支持され、確定した。

A氏は、最終的には犯行を否認するに至ったが、捜査官による最初の取調べで自白してから、その後の捜査、公判を通じて、概ね自白を維持している。実際にはA氏が犯人でなく、A氏の自白は紛れもない虚偽の自白であった。な

ぜ、A氏は、虚偽の自白をしたのであろうか。そこには、取調べに潜む危険性の顕在化があった。

最近、被疑者の取調べについて、録音・録画が広く行われているが、当時、取調べを録音・録画するということはなく、取調べ状況を記録した客観証拠が存在しないので、実際にどのような取調べが行われたのかは捜査官とA氏しか知らない。もっとも、A氏の取調べで、捜査官による明白な暴行や脅迫があったわけではなく、捜査官からDNA型鑑定の結果、すなわち、A氏が犯人であることを示す証拠があることを告げられたことが、A氏が自白をする契機となったようである。

なお、証拠の存在を告げて取調べを行うこと自体非難されることではない。もちろん、証拠価値を殊更誇張し、犯人であることを示す決定的な証拠でないのに、あたかもそのような証拠が存在することを告げて取調べを行うことは、相手が真犯人ならまだしも、もし真犯人でなければ、著しく困惑・動揺させ、相手の記憶・認識への確信を揺さぶり、視野狭窄に陥らせるなど、不当な心理的影響を与えるおそれがある。このような方法は、社会常識に照らして相当であるとはいえず、許されないであろう。もっとも、足利事件では、捜査官はDNA型鑑定の結果を告げたのであって、そこに虚偽が含まれていたまでとは言えない。ただ、当時はDNA型鑑定が導入されて間もない時期で、それに対する捜査官の理解も不十分であり、捜査官は、DNA型鑑定の結果を過大に評価し、犯人であることを示す決定的な証拠であるとの認識を持っていた可能性が高い。また、それが捜査官の態度に表れていたであろうと思われる。そして、そのような捜査官からDNA型鑑定の結果を告げられたA氏としては、自分が犯人であることを示す決定的な証拠があるのだと受け止めたのであろう。このように本来その証拠価値が限定的であるにもかかわらず、A氏をして、それが決定的な証拠であると認識させるような言動を行ったことは、違法だと断じることはできないまでも、全く問題がなかったとも言い難い。

いずれにしても、A氏は、DNA型鑑定の結果を告げられたのを契機に自白するに至った。もちろん、A氏の性格も相俟ってということである。無期懲役の判決が確定した裁判の控訴審では、A氏の性格について、「暗示にかかりや

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

すく、真意にもとる応答をするおそれなしとしない。」と分析されている。このような性格も相俟って、捜査官からDNA型鑑定の結果を告げられ、「お前がやったんだろ。」などと追及されて、身に覚えがなかったものの、自分が犯人であるかもしれないとの暗示にかかった可能性がある。しかし、いくらA氏が罪を認める気持ちになって、「私がやりました。」と自白しても、犯人でない以上、自ら事件の詳細を語ることはできないはずである。

一般的に、被疑者が罪を認めて、「私がやりました。」と自白しても、これだけでは証拠価値はほとんどない。犯行の動機、犯行に至る経緯、犯行状況、犯行後の行動などについて具体的かつ詳細な供述があり、それが他の証拠から認められる状況とも整合して初めて証拠価値の高い自白となる。したがって、捜査官は、被疑者が罪を認めた場合、犯行の動機から犯行後の行動まで詳細に聴取していくのである。

当然、A氏に対する取調べでも詳細な聴取が行われている。しかし、A氏は、実際には犯人ではなく、事件の詳細は知らないはずである。ところが、A氏は、事件について、具体的かつ詳細な供述をしている。

確かに、新聞やテレビで報道された情報について、A氏が記憶しており、その記憶した情報に想像を交えながら自ら体験したかのように事件について供述することは不可能とまでは言えないかもしれない。足利事件が起きる前に、近隣で幼女が誘拐・殺害される事件が連続して発生し、いずれも未解決であったところで足利事件が発生し、事件そのものの残虐性、悪質性などもあって、当時、新聞やテレビで大きく報じられたであろう。実際、A氏は、無期懲役の判決が確定した裁判の控訴審で、取調べでした供述について、当時の新聞記事の記憶などから想像をまじえて捜査官の気に入るように供述した旨述べている。確かに、そのように供述した部分もあったのであろう。

しかし、犯人でない者が新聞やテレビで報道された情報について、詳細な部分まで記憶し、それに想像を交えて供述することは困難であろう。ましてや、A氏が取調べを受けたのは、事件発生から1年半後であり、事件発生当時には報道が多かったであろうが、それから1年半も経過した段階で、報道された情報を詳細に記憶しているということは考え難い。本当に、A氏は、被害女児を

誘拐した場所・時間・状況，殺害方法，遺体を遺棄した場所・現場の状況などについて，自らの口で語るなどということができたのであろうか。そこには，捜査官による誘導的な質問などを通じて情報の示唆があったことは疑いようがないであろう。

もともと，一般的に，取調べにおいて，誘導的な質問が許されないわけではなく，誘導的な質問を一切せずに取調べを行うなどということの方が現実的でない。ましてや，否認する被疑者に対して，その弁解の真偽を確認するために誘導的な質問を行うことは当然あるし，その際，証拠の存在を告げることもある。

しかし，誘導的な質問は，捜査官が把握している事件の情報が質問の中に含まれており，その情報が相手に伝わることになるし，また，時には暗示を与えることもある。したがって，その使い方には注意を要する。犯人であることを認めた被疑者に対して，捜査官が把握している事件の情報を示唆すれば，真犯人でなくても事件について具体的かつ詳細で，他の証拠から認められる状況と整合する供述をすることができるようになり，真実に見える虚偽供述を可能とする土壌ができてしまうのである。

確かに，A氏が虚偽自白をするに至った大きな要因としては，捜査官からDNA型鑑定の結果を告げられたことが挙げられる。これがA氏に自白をさせる動機を与えたことは間違いのないであろう。しかし，後の裁判で信用性が肯定されることとなる自白は，その後の取調べによって作り上げられたのである。

仮に，捜査官が把握している情報を一切示唆することなく，被疑者に供述を求めたならば，被疑者が真犯人でもない限り，あたかも自ら体験したごとく事件の真相を具体的かつ詳細に語ることは不可能である。もちろん，身代わり犯人として，真犯人と事前に打合せをしていれば別であるが。

しかし，現実的には，取調べにおいて，事件の情報が含まれた誘導的な質問を一切しないなどということは考えられない。例え，真犯人であっても，人の知覚や記憶には誤りが生じやすく，他の証拠から認められる状況と完全に一致する供述をするということは意外と難しい。また，自己の罪責を軽く見せようとしたり，あるいは，後で否認することも考え，その布石としてわざと嘘の事

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

実を交えて供述することもある。そのような場合、記憶を喚起する目的や供述の真偽を確認する目的で誘導的な質問をすることは当然ある。

もっとも、真犯人であれば、自ら語ることができるはずの事件の根幹部分、すなわち、印象に残る部分で、供述できないことが記憶の減退、記憶違い等では到底説明できない部分まで、誘導や暗示を与えるような質問は厳に避けなければならない。

犯人でないA氏が具体的かつ詳細な供述ができたのは、事件の根幹部分も含めて捜査官による誘導があったと考えるのが自然である。A氏の性格等からして、A氏は、自ら想像を交えて供述をしたのであろうが、それは捜査官から示唆された情報を取り入れて、つじつまが合うように供述したということである。

ここからは私の想像となるが、例えば、捜査官がA氏に対して、「どうやって殺害したのか。」と聞き、A氏がそれになかなか答えないでいると、「首を絞めて殺したのだろう。どうやって、首を絞めたんだ。その時の状況を話してくれ。」と質問したことなどが考えられる。そうすると、A氏としては、被害者が首を絞められて殺害されたことが分かり、そこから想像を働かせて、首を絞めたときの状況を語るができる。

A氏の自白には随所に供述の変遷が認められる。これは、虚偽の供述によくあることである。A氏の自白の場合、殺害現場や殺害方法という事件の根幹部分についても、単なる記憶違いでは説明できないほどの変遷が見られる。例えば、殺害方法について、当初、「被害女兒をうつぶせの状態にして両手で首を絞めた。」と供述したが、最終的には、「立っていた被害女兒と向かい合う格好で、両手で輪を作るような格好でその首に両手を当てて首を締め付け、そのまま後ろに倒した。」と供述したのである。供述が変遷した理由は定かではないが、想像するに、当初供述した殺害方法について、捜査官がその裏付けのため、被害女兒の遺体を司法解剖した医師に確認したところ、遺体の状況と整合しないことが判明したため、A氏に対し、その矛盾点を指摘して、その説明を求めた結果、A氏が供述を変遷させたということがあったのではないかと考えられる。なお、被疑者が供述する殺害方法と遺体の状況が整合するのかを解剖

医に確認することは、殺人事件などでは必ず行われる捜査である。

以上のとおり、A氏が虚偽自白をしたのは、捜査官からDNA型鑑定の結果を告げられたことで、自白するしかないとの心境に陥ったことであるが、具体的かつ詳細な自白を可能にしたのは、捜査官による誘導があったからであろう。他方、A氏は、捜査官が誘導することができない事項、例えば、被害女兒を誘拐してから殺害するまでの被害女兒の言動や同女との会話についてはほとんど供述していない。このことも、捜査官による誘導があったことの証左であろう。

(3) 氷見事件⁽⁴⁾

氷見事件とは、平成14年1月と3月、富山県氷見市において発生した強姦及び強姦未遂事件で、当時タクシー運転手であった男性（以下、「B氏」という。）が捜査対象として浮上した。その経緯は、まず、被害者2名の供述に基づいて作成された似顔絵とB氏が似ていたこと、そして、被害者2名が15名の写真の中から犯人としてB氏を選んだことであった。なぜ、被害者が2名ともB氏の写真を選んだのか、捜査官による暗示は一切なかったのであろうかという疑問があるが、それは措くとしても、そもそも、被害者2名は初対面の相手を短時間で、しかも襲われるという緊迫した状況で目にしただけであったことからしても、被害者の犯人特定供述の証拠価値には限度があり、B氏が犯人であることを示す決定的な証拠とはなり得ない。

富山県警氷見署の捜査官は、平成14年4月に入り、車の後部座席に被害者の1人を乗せ、客待のためにタクシーから降りて同僚と談笑しているB氏の様

(4) 最高検察庁「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」（平成19年8月）〈<http://www.kensatsu.go.jp/content/001148806.pdf>, 2018年2月27日最終閲覧〉, 日本弁護士連合会『『氷見事件』調査報告書』（平成20年1月30日）刑弁54号191-203頁, 富山地高岡支判平成19年10月10日（再審）LEX/DB TKC 法律情報データベース登載・文献番号28135488, 富山地判平成27年3月9日（損害賠償請求事件）LEX/DB TKC 法律情報データベース登載・文献番号25506112参照。

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

子を確認させ、同女から犯人に似ているとの供述を得た。そこで、4月8日、任意でB氏の取調べを行ったが、その時、B氏は犯行を否認した。4月14日、2回目の取調べが行われ、B氏は、この時も犯行を否認している。この2回の取調べの際、被害者2名に透視鏡越しにB氏の様子を確認させたところ、1人は犯人であると断言し、もう1人は犯人に似ている旨述べた。しかし、このような面通しは、相手が犯人と疑われている者であるとの先入観の下に行われるもので、「犯人に似ている。」「犯人だと思う。」と供述しがちになる。したがって、このような面通しによる被害者の犯人特定供述の信用性は極めて低い。しかし、捜査官は、B氏が犯人であると思ひ込み、4月15日、3回目の取調べを行った。そして、この時にB氏が自白するに至った。この日、B氏は、逮捕され、その後、起訴され、公判でも自白を維持し、懲役3年の実刑判決を受け、刑務所に服役した。ところが、平成18年になって、別の真犯人が存在することが明らかになり、B氏の無実が判明した。

なぜ、B氏は、虚偽の自白をしたのであろうか。日本弁護士連合会作成の「氷見事件」調査報告書によれば、4月8日の取調べは午前9時30分頃から午後11時頃まで行われ、4月14日の取調べは午前8時半頃から午後10時頃まで行われ、その間、捜査官から繰り返し「やっただろう。」などと追及され続け、4月15日の取調べでは、捜査官が「お前の姉さんが、『間違いないからどうにでもしてくれ』と言っているぞ」と虚偽の事実を申し向けたり、B氏に亡母の写真を持たせ、亡くなった母親の写真に向かって「やっていない」と言えるのか、などと自白を迫り、B氏は、親族からも見放されているという絶望的な心境に陥るとともに、何を言っても無駄だという気持ちになり、自白するに至った。なお、同報告書は、捜査官に対する聴き取り調査ができておらず、以上の認定は、主にB氏からの聴き取り調査から行ったものである。捜査官の記憶・認識とは齟齬する部分もあると思われるが、いずれにしても、捜査官がB氏を犯人と思ひ込み、執拗に自白を迫ったことは疑いようがない。

更に問題なのは、B氏が事件について具体的かつ詳細で、しかも被害者の供述する被害状況と合致する自白を行っていることである。B氏は、被害者宅の見取図まで書いているのである。B氏は、真実、犯人ではないのであるから、

自ら事件の詳細を供述することはできない。足利事件とは異なり、事件の性質からいっても、新聞やテレビで報道されたということもなく、当然、これらはB氏が自ら語ったものではなかった。捜査官による誘導及び供述の押しつけがあったということである。見取図に関しては、捜査官が見取図の見本を作成して、B氏はその見本に沿って作成したものであった。

かくして、B氏の具体的かつ詳細な自白調書が出来上がった。そして、B氏は、公判でも、否認しても無駄だという気持ちから、罪を認め、自白の任意性・信用性を争うことなく、有罪判決を受けたのである。

(4) 小括

この2つの事件を見ると、虚偽自白は、捜査機関が被疑者を犯人と決めつけ、心理的に動揺させ、罪を認めざるをえない状況に追い込むことから始まる。そして、捜査官による誘導、暗示あるいは供述の押しつけによって虚偽自白は出来上がっていく。この足利事件と氷見事件は、決して特別な事件ではない。取調べに当たる捜査官は、それを常に心得ておかなければならない。

捜査官は、先入観なしに被疑者の取調べを行うなどということはない。証拠を検討し、ある程度、どのような事件かを想定し、被疑者が犯人である可能性が高いとの前提で取調べに当たる。実際にも、被疑者が事件と全く無関係であったなどという場合はまれで、本当に犯人であったという場合の方が圧倒的に多い。また、被疑者の自白が真相解明につながったという成功体験も有している。

だから、捜査官は、否認する被疑者に対して、罪を認めさせるための説得、働きかけをしてきた。もちろん、虚偽の事実を告げるなどということはあってはならないが、証拠の存在を告げたり、被疑者の弁解に十分耳を傾けた上でその弁解の矛盾点や不自然な点を指摘するなどして、被疑者を説得することはある。その説得が社会常識に照らして相当な方法である限り、非難されるべきものではない。

しかし、残念ながら、時として、被疑者を犯人と決めつけ、被疑者の弁解に耳を傾けることなく、威圧的、高圧的な追及が行われてきたし、足利事件、氷

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

見事件から明らかなおとりに、捜査官の心証が誤っている場合もあったのである。また、少し強く言われただけで、捜査官に迎合してしまうような被疑者も存在するのである。このようなことがあり、取調べにおいて、捜査官の誘導による虚偽自白が作られてきた。

被疑者の取調べは事件の真相を解明する上で重要な捜査である。それだけに、足利事件や氷見事件の失敗を教訓としなければ、今後も虚偽自白が作られ、悲劇が繰り返されるおそれがある。取調べには、そのような危険が孕んでいることを、捜査官は忘れてはならない。

なお、現在は、そのような危険が客観的に減少しているが、そのことについては後で触れることとする。

3. 任意にされたものでない疑いのある自白

(1) 自白法則

虚偽自白は、非常に危険な証拠であるので、可能な限り、証拠から排除した方がよいということに異論はないと思われる。先に見たとおり、刑事訴訟法319条1項及び322条1項は、被告人の自白及び不利益事実の承認を内容とする供述について、任意にされたものでない疑いがある場合には証拠とすることができないと規定している。すなわち、任意でなく強制された疑いのある自白及び不利益事実の承認を内容とする供述には証拠能力が認められないということである。

この理論的根拠をどのように考えるかについて、学説上、虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説、そして、虚偽排除説と人権擁護説を総合する折衷説などが主張されている⁽⁵⁾。

虚偽排除説とは、任意にされたものでない疑いのある自白は、虚偽のおそれがあり、誤判防止のため、排除されるべきだとする見解である。虚偽のおそれがあるかどうかは、類型的な判断であり、実際に自白が虚偽であったかどうか

(5) 河上ほか・前掲注(1)544頁〔中山〕

を問題にするのではなく、自白がなされた際に、虚偽自白を招くおそれの高い状況であったかどうかを問題とするのである。

人権擁護説とは、任意にされたものでない疑いのある自白は、黙秘権（供述の自由）を侵害して得られたものであるから、黙秘権を保障するため、排除されるべきだとする見解である。人権擁護説は、自白がなされた際に、供述の自由を侵害するような心理的圧迫があったかどうかを問題とするのである。

違法排除説とは、任意にされたものでない疑いのある自白は、違法な手続により得られた結果として、排除されるべきだとする見解である。いわゆる違法収集証拠排除法則を適用する観点からの根拠論である。

このように、学説上、自白法則の理論的根拠について見解の対立があるが、どの見解が妥当かについて検討することが今回の目的ではないし、実務家の視点から見ても、どの見解もそれなりの説得力を持っているように思われる。

さて、判例に目を向けると、最高裁が自白の証拠能力を否定した事例として、昭和41年7月1日判決⁽⁶⁾と昭和45年11月25日大法廷判決⁽⁷⁾が有名である。

(2) 約束による自白

まず、昭和41年判決であるが、事案は、税務署の職員であった被告人（以下、「C氏」という。）が、その職務に関して、現金などの賄賂を収受したという収賄事件である。C氏が自白した経緯は、贈賄側の弁護人が担当検察官と面談した際、検察官からC氏が見えすいた虚構の弁解をやめて素直に金品授受の犯意を自供して改悛の情を示せば、検挙前金品をそのまま返還しているとのことであるから起訴猶予処分も十分考えられる案件である旨内意を打ち明けられ、且つC氏に対し無益な否認をやめ素直に真相を自供するように勧告したらどうかという趣旨の示唆を受け、その後、C氏と面会し、「検事は君が見えすいた嘘を言っていると思っているが、改悛の情を示せば起訴猶予にしてやると言っているから、真実貫ったものなら正直に述べたがよい。」などと勧告した

(6) 最判昭和41年7月1日刑集20巻6号537頁

(7) 最大判昭和45年11月25日刑集24巻12号1670頁

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

ところ、C氏が収賄の事実を認める自白をするに至った。結局、C氏は、起訴猶予にはならず、起訴された。そして、その裁判で、この自白の証拠能力が争われたのである。

最高裁は、「被疑者が起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、自白すれば起訴猶予にする旨のことは信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を欠くものと解するのが相当である。」と判示した。

この事件が足利事件、氷見事件と決定的に異なるのは、虚偽の自白ではなく、真実の自白であったという点である。最高裁は、自白の証拠能力を否定したが、C氏が有罪であるとの結論自体は支持した。では、なぜ、真実の自白であったにもかかわらず、最高裁は、その証拠能力を否定したのであろうか。

虚偽排除説からすれば、自白すれば起訴猶予になると告げられた場合、それは虚偽自白を招く危険のある状況だから、任意性に疑いがあるという説明になるであろう。確かに、利益誘導を伴う約束の場合、提示される利益の内容、自白することで受ける不利益と否認した場合のリスクなどによっては、虚偽自白を招く危険がある。例えば、電車内の痴漢事件で、真実犯人でなくとも、被害者から犯人であると訴えられ、駆けつけた警察官から否認のままだと逮捕せざる得ないなどと告げられた場合を想定すると、逮捕されるという目の前のリスクを回避するため、虚偽の自白をするということは十分考えられる。

それでは、先ほどの事例ではどうであろうか。提示された利益は自白すれば起訴猶予になるということで、これは被疑者にとっては大きな利益であろう。仮に真実犯人でなかったとしても、否認のままだと起訴され、有罪判決を受けるリスクがある一方、自白すれば起訴猶予となり、そのリスクを回避できる上、自白しても何らの処罰もなく、少なくとも自白することで受ける刑事責任上の不利益はない。そうすると、虚偽の自白をしてでも預かりたい利益といえ、虚偽自白を招く状況であったと認めることができるであろう。

もっとも、真実犯人でなければ、具体的かつ詳細な供述はできない。被疑者が「賄賂を受け取ったことは間違いありません。」と認めても、それだけでは証拠としての価値はほとんどないので、捜査官としては、当然、贈賄者との関

係、賄賂を申し込まれた状況、賄賂を受けた時期、場所、その状況などについて詳細な供述を求めていく。もし、ここで被疑者が自ら供述を行い、その供述が贈賄者の供述やその他の証拠と整合しているということになると、それは正に自ら体験した真実の供述ということになる。

しかし、捜査官による誘導・暗示があれば、犯人でなくとも具体的かつ詳細な供述ができてしまう。既に述べたように、取調べにはそのような危険を孕んでおり、そのことを前提にすれば、上記最高裁の事例は、類型的に見て、虚偽自白を招く危険のある状況における自白であったと評価することはできる。したがって、実際には、Cの自白が真実であったが、虚偽自白を招く危険のある状況でなされた自白ということで、証拠能力を排除したものと解することが可能で、虚偽排除説から説明ができるであろう。

(3) 偽計による自白

次に、昭和45年大法廷判決であるが、事案は、妻と共謀して、拳銃と実包を所持したという銃砲刀剣類所持等取締法違反事件で、被告人（以下、「D氏」という。）は、捜査段階において、当初妻との共謀を否定していたが、検事が実際には妻が自供していないにもかかわらず、妻がD氏との共謀を自供した旨告げるなどして説得したところ、まもなくD氏が妻との共謀を自供した。そして、裁判で、この自白の証拠能力が争われた。

最高裁は、「捜査手続といえども、憲法の保障下にある刑事手続の一環である以上、刑法1条所定の精神に則り、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ適正に行われるべきものであることにかんがみれば、捜査官が被疑者を取り調べるにあたり偽計を用いて被疑者を錯誤に陥れ自白を獲得するような尋問方法を厳に避けるべきであることはいうまでもないところであるが、もしも偽計によって被疑者が心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれのある場合には、右の自白はその任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を否定すべきであり、このような自白を証拠に採用することは、刑法319条1項の規定に違反し、ひいては憲法38条2項にも違反するものといわなければならない。」と述べた上、「検察官は被告人に対し、前示のよ

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

うな偽計を用いたうえ、もし被告人が共謀の点を認めれば被告人のみが処罰され妻は処罰を免れることがあるかも知れない旨を暗示した疑いがある。要するに、本件においては前記のような偽計によって被疑者が心理的強制を受け、虚偽の自白が誘発されるおそれのある疑いが濃厚であり、もうそうであるとするならば、前記尋問によって得られた被告人の検察官に対する自白及びその影響下で作成された司法警察員に対する自白調書は、いずれも任意性に疑いがあるものといわなければならない。」と判示した。

この事案において、実際にD氏の自白が虚偽であったのか、真実であったのかは不明であるが、最高裁は、D氏の自白の証拠能力を否定した。

この事例では、最高裁が虚偽の自白を誘発するおそれがある場合にはその任意性に疑いがあるものとして証拠能力を否定すべきであることを明言しているので、虚偽排除の観点を取り入れていることは明らかであろう。もちろん、偽計を用いて説得するということは、社会常識に照らしても相当な方法ではなく、それ自体非難されてしかるべきである。

(4) 小括

このように、判例は、虚偽自白を誘発するおそれのある状況でなされた自白については、その真偽を判定せずに証拠から排除する、すなわち、証拠能力を否定している。

しかし、足利事件、氷見事件を見ても分かるとおり、虚偽自白が証拠から排除されない場合がある。裁判所は、被告人側が自白の証拠能力を争うことを主張しない限り、その証拠能力の有無を積極的に検討することはないし、出来上がった自白調書だけでは、どのような状況で自白がなされたのか、被告人が自ら供述したものか、捜査官による誘導などがあったのかどうかは分からない。

また、例え、被告人側が自白の証拠能力を争ったとしても、これまでは証拠能力が認められる傾向にあったように思われる。取調べが録音・録画されていなかった時代、取調べ状況を記録した客観証拠が存在しないので、裁判所は、被告人と捜査官の食い違う供述によって、取調べの状況を認定していたが、捜査官の供述の方が信用される傾向にあった。

もっとも、現在は、取調べの録音・録画が広く行われるようになり、取調べ状況を記録した客観証拠により認定するのが基本となっている上、たとえ、そのような客観証拠がない場合でも、以前のように捜査官の供述の方を信用する傾向にはなく、今後は、録音・録画記録がないことが訴追側に不利に扱われることになろう。

誤判を招く危険性の高い虚偽自白は、可能な限り、作り出されるべきではない。取調べの録音・録画の導入は、虚偽自白を招く危険性の減少に資するものであると考えられる。

そこで、次に、取調べの録音・録画について言及することとする。

4. 取調べの録音・録画

取調べの録音・録画が行われるようになったのは、「氷見事件」などの問題が発覚した後である。当初は、検察庁において、レビュー方式という録音・録画が行われた。レビュー方式とは、取調べの全過程を録音・録画するのではなく、供述調書案（検察官が被疑者から聴取した供述を録取した書面で被疑者の署名・押印がない未完成の調書）を被疑者に渡して、検察官が被疑者に対して、その調書の内容を読み聞かせ、被疑者该内容を確認して、間違いがなければ、調書に署名・押印するという一連の場面を録音・録画する方式であった。また、録音・録画の対象となったのは、一定の重大事件であり、被疑者が自白している事件に限られていた。

その後、録音・録画の対象が拡大していき、現在では、警察においては、裁判員裁判対象事件に係る被疑者の取調べについては、そのほとんどで録音・録画が実施され、その他、知的障害、精神障害等を有する被疑者の取調べについても、そのほとんどで録音・録画が実施されている⁽⁸⁾。

(8) 警察庁「警察における取調べの録音・録画の試行の実施状況について」(平成29年5月)〈<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/sousa/record/h290525rokuon.pdf>, 2018年2月27日最終閲覧〉参照。

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

また、検察庁においては、裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件、知的障害者に係る事件及び精神障害者等に係る事件、以上の4類型の事件で、身柄拘束された被疑者の取調べについては、原則、全ての取調べで録音・録画が実施されており、その他の事件の被疑者でも、公判請求が見込まれ、録音・録画が必要であると思料される場合には録音・録画が実施されている⁽⁹⁾。

なお、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件における身柄拘束された被疑者の取調べについては、刑事訴訟法の一部が改正され、平成31年6月2日までに録音・録画が義務づけられることになっている（刑事訴訟法301条の2）。知的障害者や精神障害者については、言語によるコミュニケーション能力に問題があったり、捜査官に対する迎合性・被暗示性が高かったり、不可解な供述をする場合などがあり、その供述の任意性・信用性に疑義が生じやすいことから、それらを客観的に検証できるように録音・録画が行われているのである。なお、現在は、当初行われていたレビュー方式は行われておらず、取調べの最初から最後までを録音・録画するライブ方式となっている。

取調べの録音・録画が導入された当初、現場の捜査官には、少なからず抵抗があった。慣れていないということが大きかったが、録音・録画の下では、被疑者が緊張・萎縮したり、あるいは組織犯罪などでは組織の報復を恐れたり、供述態度・内容がそのまま記録されることを警戒したりして、真実の供述をしづらくなるのではないかと危惧されたからである。また、捜査官としても、自己の発問の全てが記録され、事後的に不当な誘導や押しつけであるなどと非難されることを懸念して、矛盾点や不自然な点への追及が不十分になり、その点からも真実の供述を引き出せないのではないかと危惧された。

確かに、このような危惧は当たっていたが、録音・録画の導入により、供述の任意性・信用性の判断が比較的容易となり、弁護人が録音・録画記録を視聴して、供述の任意性を争点とすることを撤回するなど、裁判でそれらが争点となることも少なくなった。また、捜査官の意識が変わったことは間違いのないで

(9) 検察における取調べの録音・録画実施状況（http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/rokuon_rokuga01.html、同日最終閲覧）参照。

あろう。録音・録画は、捜査官がどのような発問をし、それに対して、被疑者がどのような応答をしたのか、その全てが記録される。捜査官は、録音・録画の下、その取調べ方法が厳しくチェックされることになり、供述の任意性・信用性に疑義が生じるような取調べを行ってはならないのと意識が強くなった。

足利事件及び氷見事件で行われた取調べは、到底、録音・録画には耐えられるものではなかったものと想像される。捜査官がどのように発問し、それに対して、A氏及びB氏がどのように応答したのか、それらの場面が録音・録画されていたならば、結果は違ったかもしれない。それについては、想像の域を超えないが、いずれにしても、録音・録画の導入により、取調べは変わりつつある。

捜査の現場においては、録音・録画の下における発問技術の在り方の検討が行われ、各捜査官はその技術の習得に努力している。目指すのは、供述の任意性を確保しつつ、真実の供述を引き出すことである。そのためには、供述に関する心理学・精神分析的知見の造詣を深める必要もあるかもしれない。

取調べの録音・録画の導入は、事後において、取調べ状況の客観的な検証を可能とし、捜査官の意識も変えた。これにより、取調べにおいて、虚偽自白を招く危険性は相当減少したといえるであろう。

5. 合意制度

さて、「自白」から少し離れるが、本年6月、刑事訴訟法の一部を改正する法律が施行され、いわゆる「合意制度」がスタートする。合意制度とは、特定の犯罪を対象として、検察官が被疑者・被告人に自己の刑事事件について一定の利益を与えることを約束して、他人の刑事事件について真実の供述をするなどの協力的行為を得るといふ、新たな証拠獲得手段となる制度である。組織的な犯罪で首謀者や上位者の関与状況等について、犯罪の実行者などから真実の供述等を得るためにこの制度を活用することが想定される。以下、合意制度について若干説明を加える。なお、合意制度は、刑事訴訟法350条の2から15に規定されている。

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

まず、合意制度の主体は、検察官と被疑者・被告人であり、合意を成立させるには弁護人の同意が必要となる（刑訴法350条の2第1項、同条の3）。

全ての犯罪が対象となるわけではなく、特定の刑法犯・組織的犯罪・財政経済関係犯罪・薬物犯罪・銃器犯罪・刑事司法作用を害する犯罪に限定され、また、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪は除外される（同条の2第2項）。対象犯罪の具体例としては、公文書偽造、私文書偽造、贈収賄、詐欺、横領、脱税、覚せい剤の営利目的譲渡等のほか、これらを本犯とする犯人隠避、証拠隠滅等となる。対象犯罪は、被疑者・被告人本人の刑事事件と他人の刑事事件の双方に当てはまらなければならない。したがって、詐欺事件の被疑者・被告人から他人の殺人事件についての供述等を得るために合意制度を利用することはできない。通常、想定されるのは、被疑者・被告人本人の刑事事件の共犯者や関係者についての供述を得るために合意制度を利用することであろう。

合意制度を利用することで得られる協力的行為としては、他人の刑事事件について、①捜査機関の取調べに際して真実の供述をすること、②証人として尋問を受ける場合に真実の供述をすること、③捜査機関の証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をすることである（同条の2第1項第1号）。他方、検察官が約束する一定の利益としては、不起訴処分とすることや求刑を軽くすることなどがある（同項第2号）。

そして、合意をするためには、その前提として、検察官、被疑者・被告人及び弁護人の三者で協議を行うことが必要となる（同条の4）。この協議では、合意をした場合に、被疑者・被告人からどのような内容の証拠が提出され得るかなどを見極める必要があることから、検察官は、被疑者・被告人に対し、他人の刑事事件について供述を求め、これを聴取することができる（同条の5第1項）。他人の刑事事件といっても、共犯者についての供述が通常想定されるので、必然的に自己の刑事事件についての供述も含まれることになる。いずれにしても、検察官は、供述の聴取の際、あらかじめ黙秘権を告知しなければならない（同項）。また、この協議には、弁護人が必ず同席して行われる。協議の結果、合意が成立に至らなかったときは、本人が協議においてした供述は、被疑者・被告人本人の事件においても、他人の刑事事件においても、証拠

とすることができない（同条の5第2項）。ただし、被疑者・被告人が協議においてした供述が犯人隠避、証拠隠滅等の刑事司法作用を害する罪に当たる場合には、これらの罪に係る事件において、被疑者・被告人が協議においてした供述を証拠として用いることは妨げられない（同条の5第3項）。協議の結果、合意が成立すると、検察官及び被疑者・被告人は、それぞれ合意の内容を履行する義務を負うことになる。

合意制度については、他にも詳細な規定があるが、ここでは合意制度の概要の説明に止めておく。

さて、以上説明した「合意制度」は、一定の利益を与える約束の下で、被疑者・被告人が他人の刑事事件の捜査・公判に協力することに合意する制度、いわば「捜査・公判協力型」の制度である。これに対し、一定の利益を与える約束の下で、被疑者・被告人が自己の犯罪を認めることに合意する制度、「自己負罪型」の制度も考えられる。今後、「捜査・公判協力型」の合意制度の運用状況等も踏まえて、「自己負罪型」の合意制度の導入も検討されるかもしれない⁽¹⁰⁾。

(10) 平成28年4月21日参議院法務委員会議事録〔林眞琴政府参考人から、「御指摘の中にありましたように、この合意制度でございますけれども、大別すると二つの類型がございます。一つは、被疑者、被告人が他人の刑事事件についての協力行為を行うことに合意する捜査・公判協力型、もう一つが、被疑者、被告人が自分の犯罪を、自己の犯罪を認めることについて合意する自己負罪型、こういった二つの類型が世界的に見ましてもあると言われております。これにつきましては、まず前者の捜査・公判協力型というものは、主としては組織的な犯罪等の解明、これを目的とした制度でございます。他方で、自己負罪型につきましては、これは米国の例が顕著かと思えますけれども、主として事件処理の効率化というものを目的としてお考えられております。御指摘のとおり、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会におきましては、当初この二つの類型の合意制度を併せて検討していたわけでございますが、我が国の刑事司法制度にこういった協議、合意という要素を有する手法というものを取り入れるのは今回が初めてであったということに鑑みますと、まずは証拠収集方法として特に必要性が高いと考えられる捜査・公判協力型の制度を導入するのが相当であろうと考え、一方で自己負罪型の制度につきましては、この捜査・公判協力型の制度を導入した上で、その運用状況等も踏まえながら、必要に

なぜ、人は自白するのか（自分に不利な事実を認めるのか）

ところで、先に、利益誘導を伴う約束の下でなされた自白について、その任意性に疑いがあるとして、証拠能力が否定された最高裁判例を紹介したが、合意制度も一定の利益と引き換えに供述を得るものであり、判例の事案と共通している。そうすると、合意制度により得られた供述には、類型的に虚偽のおそれがあるということで、証拠能力が否定されるのではないか、先の最高裁判例との整合性が一応問題となる。

しかし、判例・学説が指摘する類型的な虚偽供述のおそれとは、弁護人が関与しない取調べを前提したものであると考えられる。先に述べたとおり、取調べでは、一度、被疑者が自白する気になれば、捜査官による誘導・暗示により具体的かつ詳細な供述がなされるおそれがある。このような取調べの特性も踏まえての判断であり、いわば捜査官誘導型の虚偽供述のおそれがあるものについて、任意性に疑いあるとして、証拠能力を否定したものと思われる。

ところが、合意制度では、合意に応じるか否かについても、弁護人が同席し、その援助を受けながら、被疑者・被告人の自由な意思で判断できる。また、合意が成立した後に取調べが行われる場合があるが、取調べで得られる合意内容の履行としての供述は、弁護人が関与する協議の中でその内容が確認されるので、捜査官による誘導・暗示が入る込む余地はほとんどないであろうと思われる。したがって、捜査官誘導型の虚偽供述のおそれは想定し難く、先の最高裁判例を前提にしても、合意制度によって得られた供述の証拠能力が否定されることはないであろう。

しかし、合意制度は、虚偽供述のおそれがないわけではない。すなわち、被疑者・被告人は、自己の刑事処分の軽減を期待して、関係のない他人を共犯者としたり、あるいは、真の共犯者を隠して、関係のない他人を共犯者とするなど、事実を歪曲して供述するおそれがある。この場合、自分自身の犯行を認め

応じて、こうした自己負罪型の制度というものが我が国の刑事司法制度にどういった影響を与え得るのかということも見極めながら検討を行っていくのが適当であろうと、このように考えて、今回、捜査・公判協力型の制度をまず導入するということになった経緯でございます。」との答弁がなされている。]

ている場合が多く、その部分では体験に基づく真実の供述であり、そのような真実の供述に虚偽の供述を付け加えることは比較的容易である。ここでいう虚偽供述のおそれとは、捜査官誘導型の虚偽供述のおそれではなく、任意になされる虚偽供述のおそれである。

前述したとおり、合意制度は、組織的な犯罪等で首謀者や上位者についての供述等の証拠を獲得するために利用されることが想定されていることからすると、このような巻き込みの危険が常に存在するといえるであろう。したがって、合意制度で得られた供述の信用性については、慎重な吟味が必要となる。刑事訴訟法は、合意制度によって得られた供述を証拠とする場合に、裁判所に合意内容が記載された書面を提出し、裁判所にも他人（被疑者・被告人が供述した他人）及びその弁護人にもその内容が明らかになるようにしている。これにより、その他人及び弁護人は、合意内容を前提に徹底した反対尋問等が可能となり、裁判所も合意内容を前提として信用性のチェックを行うことが可能である。そして、基本的には、合意制度によって得られた供述については、他の証拠による裏付けがない限り、その信用性は認められないということになる。逆にいえば、検察官としては、他の証拠による裏付けがない限り、合意によって得られた供述の取調べ請求はしないということになる⁽¹¹⁾。

(11) 平成27年6月19日衆議院法務委員会議事録〔林真琴政府参考人から、「合意に基づく供述は自己に有利な取り扱いを受けることを期待してなされるものでありますので、その動機ないし経緯に照らして、必然的に、その信用性の判断に当たりましては慎重な吟味を要することとなります。具体的には、当該他人の裁判におきまして、当該他人やその弁護人といたしましては、その供述が一定の有利な取り扱いを受けるといふ合意を契機としてなされるものであることや、その具体的な内容を十分に把握した上で、反対尋問によりましてその信用性を厳しく吟味することが可能となります。また、裁判所といたしましても、そのような事情を十分に把握した上で、警戒心を持ってこの信用性を慎重に判断することとなりますので、裏づけ証拠があるなど積極的に信用性を認めるべき事情が十分にない限り、信用性を肯定できないこととなります。また、検察官といたしましても、そのように公判において合意に基づく供述の信用性が厳しく吟味される以上、十分な裏づけ証拠があるなど公判でも十分に信用される場合でない限り、合意に基づく供述というものを立証に用

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

合意制度ができた背景には、近年、特に組織的な犯罪等において、取調べによって事案の解明に資する供述等を得ることが困難になってきているということがある。もっとも、これはどのような事件の取調べにおいても当てはまるのではないと思われる。権利意識の高まりや取調べの録音・録画の導入も原因の一つとして挙げられるであろう。しかし、それは、同時に捜査官誘導型の虚偽供述を招く危険性が減少していることを意味しているように思われる。

6. 取調べ技術

自白といっても、大きく分けて、4種類の自白がある。つまり、任意にされた真実の自白、強制された真実の自白、任意にされた虚偽の自白、強制された虚偽の自白である。

捜査官は、取調べにおいて、供述の任意性を確保しつつ、真実の供述を得られるよう努めなければならない。そのためには、各捜査官が取調べにおける発問技術を向上させていかななければならない。

これまで、捜査の現場では、必ずしも取調べにおける発問技術の在り方について意識されてこなかった。しかし、氷見事件などが発覚し、取調べの録音・録画が導入され、その対象が拡大するにつれ、取調べにおける発問技術の在り方が意識されるようになったと思われる。

録音・録画の下における取調べで求められているのは、誘導によらない自発的な供述を引き出す発問技術ということになる。これについては、一般的には、最初は、自由に語らせるためのオープンな質問から入り、曖昧な部分や欠落している部分について、より限定した質問をし、それに対する応答により、場合によっては、選択式質問や、最終的には「はい」か「いいえ」かを答えさせるクローズな質問を行うこととされている。

例えば、最初は、「事件当日のことを話して下さい。」というようなオープンな質問を行い、自由な供述を求める。そして、殺人事件の被疑者が、事件当日

いることはできないこととなろうかと思えます。」との答弁がなされている。]

のことを話していく中で「相手を刺しました。」と供述したとすると、さらに詳しい供述を求めるため、「刺したときの状況を詳しく話して下さい。」などと質問していくのである。その後、相手をする供述に応じて、「ナイフは相手の身体のどの部分に刺さりましたか。」「相手の身体のどこを狙って刺しましたか。」というような限定的な質問や、「胸付近を狙ったのですか、それとも腕や足を狙ったのですか。」というような選択式の質問、最終的には「ナイフは胸に刺さっていましたが、相手の胸を狙って刺したのではないですか。」というようなクローズな質問を行っていくことになる。

そして、相手に自発的な供述を尽くさせた上で、その供述が他の証拠と矛盾したり、不自然である場合には、その点を指摘して、さらに説明を求めるという追及を行うことになる。十分な追及を行っても、矛盾点や不自然な点が解消されず、真実の供述をしてないと思われる場合には、説得を行うことになる。ただ、この説得は非常に難しい。

捜査官としては、相手の立場、境遇、気持ちなどを理解するように努めるとともに、忍耐強く接するなどして信頼関係を築くように心がけなければならないのは当然である。その上で、相手の反省を促すなどして説得することになるが、その説得の具体的な方法を明確に述べることは難しい。

取調べ中、捜査官の説得が相手の琴線に触れたとき、それまで否認していた被疑者が自白に転じることがある。しかし、それは偶然であることが多い。人の感情は人それぞれである上、複雑で状況によって変化する。したがって、人の琴線に触れることができる言葉の公式があるはずもなく、狙ってできるものではない。中には、そのようなことが得意な捜査官もいるとは思われるが、それはその捜査官の能力であって、誰もができるわけではない。

より実践的な説得方法を考えたとき、実は、これまで問題があるとして挙げた、利益誘導を伴う約束、証拠価値を殊更誇張して決定的な証拠がある旨告げること、あるいは、証拠がないのにある旨告げるとは、相手が真実犯人である場合には、真実の供述を得るための有効な手段となり得る。物事には表と裏があるように、このような捜査官の働きかけには、一方で虚偽供述を招くおそれがあるが、一方で真実の供述を引き出すために有効であるとの側面もある。

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

先ほど説明した合意制度は、利益誘導を伴う約束が真実の供述を引き出せる有効な手段の一つであることを前提にしている。また、真犯人が自己の犯罪事実を否認する最大の理由は、処罰から逃れられるかもしれないとの期待にある。したがって、その期待を打ち砕くために、決定的な証拠の存在を示すのが有効であることは想像に難くないであろう。

しかし、取調べにおいて、これらの方法は許されないのは既に説明したとおりである。

捜査官には、自発的な真実の供述を引き出すための取調べ技術、供述の真偽を見極める能力の向上が求められるが、マニュアルがあるわけではなく、なかなか困難である。「人は、なぜ自白するのか」、このテーマの考察はそれらの技術・能力の向上に資するものと思われる。

7. 終章

最初に、刑事事件の多くは、被疑者・被告人が自白する事件だと述べた。しかし、実は、逮捕された当初、犯罪事実を否認する被疑者は多い。やはり、最初は、犯罪事実を認めることに対する不安・恐怖といった感情、あるいは、もしかしたら言い逃れできるのではないかという期待がある。しかし、被疑者の立場からすれば、否認を貫徹することは難しい。被疑者が真実犯人であれば、否認するということは嘘をつくことで、追及されるとボロも出やすいし、嘘をつくことに対して罪の意識を感じる者も少なくないと思われるからである。また、言い逃れできるのではないかという期待とは裏腹に、おそらく警察は証拠を掴んでいて言い逃れできないだろうとの思いがあるのが通常である。そうすると、そのような期待に縋っていること自体に不安を感じるのである。真実犯人である被疑者が自白するというのは、罪の意識を軽減し、厳しい追及やそのような不安からの解放を意味する。

検察官は、職業柄、被疑者に対して、「どうして自白したのか。」という質問をすることが多い。特に、最初否認していて、途中から自白に転じた場合には、必ずそのような質問をする。当然、返ってくる答えは様々である。ただ、

自白した後、どこかすっきりした顔をしている被疑者が多かったし、当初否認していたことに対して謝罪の言葉を口にする被疑者も多かったように思う。

彼らは、否認しているときも、どこかで自白したい気持ちを持っていて、捜査官や弁護人の言葉がきっかけになることはあっても、最終的には自分の中で気持ちを整理して自白する。それが、私が検事という仕事をしてきた中で実感してきたことである。

なお、取調べを担当する捜査官は、なぜ自白するのかではなく、なぜ否認するのかを考えることが多い。自白した被疑者がなぜ自白したのかは、自白した本人から聞けばいいが、否認する被疑者と相対したとき、なぜ否認しているのかを考え、取調べを行う。ここで、大事なことは、被疑者が犯人である可能性が高いことを意識しながらも、もしかしたら犯人でないかもしれないという気持ちを持つことである。犯人であると決めつけてしまうと、被疑者の弁解に耳を傾けなくなり、捜査官にとって都合のいい供述しか受け入れなくなるからである。足利事件や氷見事件のような事件は、二度と起こしてはならない。

以上

[コメント]

講演者である堀検事は、大学卒業後、司法修習第56期として2003年に検察官に任官され、東京地検や神戸地検の検事を歴任された後、2015年4月1日、派遣検察官として愛知大学法科大学院の教授に着任された。犯罪の被害者や遺族はもちろんのこと、これまで犯罪とは無縁であったが、不運が重なり被疑者・被告人となってしまった者も、悩みや苦しみを抱えている。このような他人の苦しみに理解を示す謙虚な人こそが信頼される法曹であるとの信念のもと、本学法科大学院では、刑事訴訟法や刑事訴訟実務基礎等の授業を担当され、その丁寧な指導ぶりは法科大学院生たちの間でも評判であった。この噂を聞きつけた法学部教員が、派遣の任期が切れる前に、現職検察官の話学部生にも聞かせてあげたいと考え、堀検事に講演をお願いしたところ、堀検事は快くお引き受けくださり、講演会が実施されることになった。当日は、愛知大学の専任教員や学生ばかりでなく、他大学の学生も参加し、講演会も、質疑応答時間を含め、3時間30分に及ぶほど活況を呈したものであった。堀検事ははじめ、参加した全ての教員・学生にあらためてお礼を述べたい。

なぜ、人は自白するのか（自分に不利益な事実を認めるのか）

自白は証拠の女王といわれている通り、自分で罪を認めていることから、これほど有罪認定に確実な証拠はない。そのため、古来より、捜査関係者は、被疑者の自白を得ようと取調べに際して拷問を加えることがあった。江戸時代には様々な拷問器具が使用され、近代化した明治になってもその流れは変わらなかった。いまだ拷問が行われていることを知ったお雇い外国人ボアソナードは、人道や自然法の観点から、拷問廃止を政府に提言した。しかし、法的には禁止されることになったものの、拷問がなくなることはなく、その状態が戦後もしばらく続いた。拷問によって得られた自白は、現行憲法に反していることはもちろんのこと、苦しい状況から逃れるために嘘の自白をする場合もあり、それが冤罪の温床となっている。そのことは、何件もの再審無罪の例から明らかである。もっとも、人権意識の高まりから、捜査関係者も今では肉体的な拷問を加えて自白を得るようなことはしない。それにもかかわらず、いまだに、行ってもいない犯罪を認めてしまう被疑者・被告人がいる。

そこで、なぜこのようなことが起こるのかに関して、心理学の視点から研究が試みられている。どんなに無実を訴えても捜査関係者は信じてくれず、その状態が何日も続くために、被疑者が諦めてしまう、外部との接触を断られた中で長期間捜査関係者と一緒にいるため、捜査官と被疑者の間に奇妙な関係が生まれてしまうなど、様々な原因が挙げられている。今回の講演でも言及された氷見事件では、被告人は公判中も（虚偽）自白を維持しており、その理由は捜査官との信頼関係を崩したくなかったからとの分析もある。本講演は、あくまで法律家の立場からの虚偽自白の分析であり、心理学的な点にわずかに触れた程度であった。これまで心理学者は心理学的な観点から、法律家は法的な観点からのみそれぞれ自白の分析を行ってきた。現在では、両者が共同して研究会等を行っているが、今後はさらなる両者の接近が望まれよう。

捜査関係者は、十分な証拠に基づいて被疑者を取り調べている。そのため、否認している被疑者の弁解を弾劾するためや、自分の体験をうまく表現できない被疑者を助けるために誘導的な質問を行っているようである。たいていは本当に犯人であり、自白した後、すっかりした顔をした被疑者が多かったそうである。しかし、もし無実の者であった場合、捜査関係者の誘導による虚偽自白という事態になる。実際、そのような事件も存在する。このような虚偽自白を防止するため、取調べを全面可視化すべきという声が唱えられてきた。従来、取調べの録音・録画に対しては、警察をはじめとして捜査関係者がこの導入に強く反対してきた。「新時代の刑事司法制度特別部会」での審議に際して、当初は適正な取調べが行われているかを確認できるよう、取調べ

の全面可視化が目指されていたが、残念ながら、これは一部の事件のみが対象という不十分な形となってしまった。ともすれば、全面可視化を求める弁護士・刑事訴訟法学者とそれに反対する検察・警察とがいつも対立しているというステレオタイプの見方がある。しかし、今回の講演でも話されていたが、録音・録画記録を弁護人が視聴することで供述の任意性を裁判の争点にすることが少なくなっており、検察官にも録音・録画の有効性が認識されるようになったことから、今後、一層の可視化の方向に進むことが期待できるであろう。事実、今年3月22日、川崎市の老人ホームで入居者が死亡した事件に関する裁判員裁判で、横浜地裁は、取調べの録音・録画の様子から被疑者の自白の信用性を肯定する判決を下した。また、録音・録画をすることで、捜査関係者側の無理な取調べも防止できる。堀検事は、同じ検察官として冤罪事件を生み出してしまった反省から、このようなことを再び起こさないためにも、被疑者の取調べを録画・録音すべしと主張されている。これには賛同すべきものがある。もっとも、被疑者としてではなく、参考人として取調べが行われる場合、録画・録音の必要がないため、この手法が悪用されるおそれがある。この点が問題として残るのである。

また、取調べを重視するあまり、約束や偽計という行きすぎた方法によって被疑者から自白を得ようとするところがある。そのため、「新時代における刑事司法制度特別部会」では、証拠収集手段の適正化・多様化という理念のもと、取調べの録音・録画の議論の進行と同時に、取調べによらない証拠収集手段として合意制度が取りまとめられ、新たに導入された。もっとも、今回わが国で取り入れられたのは、自らの罪を認めるのと引き換えに刑を軽くしてもらう「自己負罪型」ではなく、他人の刑事事件の捜査に協力する「捜査・公判協力型」である。振り込め詐欺のような組織的犯罪や脱税、談合などの経済犯罪において、末端の者を処罰しても「トカゲのしっぽ切り」で終わってしまい、組織そのものの犯罪抑止につながらない。そのため、捜査関係者の間では、この制度の導入が待たれていた。もっとも、この制度は今年6月1日に運用を始めたばかりであるため、まだ効果のほどは明らかでない。今後、どのように進展するのか注意深く見守っていく必要がある。

(前嶋 匠)